

農地法による各申請書添付書類一覧表

- 申請書の受付期間:毎月5日～20日(土日・祝日を除く。20日が休日の場合は直前の開庁日まで)
- 申請書類の部数:各書類1部
- 証明書等については、発行後3ヶ月以内のものをご提出ください。
- 農地法4条、5条の転用許可申請をされる方へ

●申請前に「地域計画の変更申出」が必要です。手続きには2ヶ月ほどかかりますので、

農地転用の手続きは許可までの期間が延長となります。転用される場合はお早めの手続きをお願いします。裏面もご確認ください。

書類名	部数			備考
	3条	4条	5条	
許可申請書	○	○	○	別紙様式により作成(辰野町ホームページに掲載あり)
土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	○	○	○	法務局発行のもの、各筆1通
公図の写し		○	○	法務局又は住民税務課発行のもの インターネットの登記情報提供サービスで取得したものも可 ・隣接地まで写し、地番、地目、所有者、耕作者名を記載
建物設計図		○	○	建物の平面図及び立面図など設計士の設計したもの及び建物を利用するためには必要な道路、用排水施設その他の施設の位置が明記された図面
建物配置図		○	○	施設の面積、位置及び施設物間の距離を明示 ・駐車場:車の配置状況を明示 ・資材置場:置く資材や数量を記載 事業所や現在の資材置場との位置関係図を添付
付近見取図		○	○	位置及び付近の状況がわかるもの(住宅地図の写し等) ・通路、鉄道、公共施設、上・下水埋設などを明示
土地利用計画図		○	○	農業委員会窓口でお渡しする土地利用計画図に申請地を赤印で明示
残高証明書、 融資証明書		○	○	資金計画に記入した資金の裏づけとなる資力が確認できるもの 個人申請の場合、預金通帳の写しでも可(原本証明をしたもの) ・自己資金及び借入金により事業を行う場合:どちらも必要 ・他者名義の資金を利用する場合:借用書や同意書を添付
地元委員の意見書	○	○	○	農業委員、農地利用最適化推進委員2名の署名・捺印が必要 ・担当地区の委員へ連絡し、内容の説明、現地の確認を行う
住民票抄本 (一部事項証明書)	△	△	△	譲受人が町外に在住の場合 申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合 ・住所移動の経緯を示す住民票の写しや戸籍の附票等を添付
営農計画書	△			譲受人が町外在住者の場合
その他審査に必要な書類	△	△	△	例)他者の土地を通行する場合、土地所有者の同意書 行政書士等による代理申請の場合、委任状等

問い合わせ

辰野町農業委員会事務局(役場1階・産業振興課農政係)

【住所】 〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

【電話】 0266-41-1111 (内線2144)

【FAX】 0266-41-4651

【開庁時間】 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

《農地法4条、5条の申請で次の項目に該当する場合は、下記の書類をご準備ください》

項目	書類名	備考
法人の場合	法人登記簿の全部事項証明書	法務局発行のもの
	法人定款	原本証明したもの
	事業計画書	事業の目的、内容、転用候補地選定理由等を記載
	資金計画書	資金の調達方法、金額等(申請書に記載でも可)
土地改良区の地区内にある農地の場合	土地改良区意見書	<ul style="list-style-type: none"> ●西部辰野土地改良区 産業振興課 耕地係(役場1階・内線2143) ●西天竜土地改良区 0265-79-2056(箕輪町大字中箕輪12035)
太陽光発電設備を設置する場合	<p>1. 経済産業大臣による事業計画の認定通知書の写し又は次に掲げるすべての書類 ①当該申請の事実を証明するもの(電子申請ホームページの申請画面の写し) ②次のいずれかの書類 ア)書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書(電力会社の受付印が押印されたもの)の写し イ)電子申請で申し込んだ場合、申込み情報詳細(受付番号が記載されたもの)の写し ウ)接続制限がかかるない地域の場合、電力会社からの接続検討に対する回答書の写し</p> <p>※平成29年3月31日以前に設備認定を申請した場合、設備認定通知書の写し及び上記②のいずれかの書類</p> <p>2. 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例に係る 「特定発電事業計画許可通知書」の写し ●担当:住民税務課生活環境係(役場1階・内線2114)</p>	
宅地造成・建売住宅等の場合	宅地建物取引業の免許を有していることを証する書面の写し	
都市計画法、景観法等他法令に係る場合	関係法令の許認可等に係る申請書の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法:まちづくり政策課 まちづくり係 (役場2階・内線2229) 都市計画区域内:3,000m²以上 都市計画区域外:10,000m²以上 ●景観法:建設水道課 都市計画係 (役場1階・内線2161) 転用面積1,000m²以上 太陽光発電施設:パネル面積100m²以上
所有者以外の権原に基づく申請の場合、賃借権等に基づく耕作者がいる場合	所有者、耕作者の同意があったことを証する書面	
抵当権がついている場合	抵当権者等の同意書	できるだけ事前に抹消のこと
水利権者等の同意を得ている場合	取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書	
転用事業地内に道水路がある場合	地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	

~埋蔵文化財について~

担当:教育委員会 文化係(町民会館・0266-41-1681・内線2510)

遺跡がある場所(埋蔵文化財包蔵地)で建築・土木工事等を行う場合には、事前に届出が必要となります。
遺跡の範囲、手続きの内容等をご確認のうえ、手続きをお願いします。

~建築確認について~

担当:建設水道課 都市計画係(役場1階・内線2161)

都市計画区域内で、建築物を建築又は工作物を設置する場合には、建築確認が必要となります。
事前にご確認をお願いします。

~辰野町定住促進奨励金について~

担当:建設水道課 都市計画係(役場1階・内線2161)

町内で個人住宅を建築される場合、補助金が支給されます。
補助の対象、手続きの内容等ご確認のうえ、ぜひご活用ください。